

# 入札の心得

匝瑳市横芝光町消防組合

# 入札の心得

## (入札の基本的事項)

- 1 入札参加者は、地方自治法、同施行令、匝瑳市横芝光町消防組合財務規則、建設業法及び同施行令その他関係法令に定めるもののほか、この入札の心得の定めるところによるものとする。

## (入札の参加)

- 2 入札参加者は、設計書、図面、仕様書、契約書案、現場等を熟覧の上、入札をすること。この場合において、設計書、図面、仕様書、契約書案等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。
- 3 設計図書等の貸出しについては、「建設工事等の入札に係る設計図書等の貸出しに関する事務取扱要領」による。
- 4 入札参加者は、公告又は通知書に指定した時刻及び場所に出席すること。

## (公正な入札の確保)

- 5 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為をしないこと。

## (入札の方法)

- 6 入札参加者は、入札書（別記様式第1号）を作成し、表に下記の表示をした封筒（縦書きも可）に入れ、指示された場所に提出すること。ただし、代理人により入札するときは、委任状（別記様式第2号）を、入札参加者又はその代理人は、入札の前に誓約書（別記様式第3号）を提出すること。

平成	年	月	日	
匝瑳市横芝光町消防組合長				様
入札書在中				
公告番号		第		号（注：公告された場合のみ記入）
工事名（委託業務名）				
工事箇所（委託業務箇所）				
入札参加者		住 所(所在地)		
		名 称		
		代 表 者 氏 名		
		上 記 代 理 人		印

## (入札書の金額の数字及び記載事項の訂正)

- 7 入札書に記入する数字は、算用数字を用いること。

【例】 ¥523,468,100円也

なお、記載事項を訂正するときは、誤字に2線を引き、上部に正書し、欄外にその要旨を記入し押印すること。ただし、金額の訂正は認めない。

## (消費税に伴う入札金額の記入方法)

- 8 入札書には見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額（消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず）を記入すること。

なお、契約金額は、入札書に記載された金額に100分の8に相当する額を加算した額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。

**(入札書の引換え等の禁止)**

9 提出された入札書は、引換え又は変更若しくは取消しをすることはできない。

**(入札の無効)**

10 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札（免除の場合を除く）
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 入札に関し、連合等不正行為があった者の入札
- (8) 同一事項の入札について他の入札参加者の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

**(入札の取りやめ)**

11 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において入札を公正に執行することができないと認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

**(最低制限価格の設定)**

12 匝瑳市横芝光町消防組合財務規則の規定により最低制限価格を設けることができる。

**(落札者の決定)**

13 落札者は、入札を行った者のうち、予定価格及び最低制限価格を設けた場合はその範囲内で最低の価格をもって入札した者とする。

**(同価格の入札者が二人以上ある場合の落札者の決定)**

14 落札となるべき同価格の入札者が二人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

**(再度の入札)**

15 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を行う。再度入札は1回とする。

16 再度入札に参加できる者は、1回目の入札に参加した者で最低制限価格を下回らない入札をした者が参加できる。

なお、入札が無効になった者は、再度入札に参加できない。

**(随意契約)**

17 再度入札に付し落札者がいないときは、随意契約（地方自治法施行令第167条2）にすることができる。随意契約の協議は、見積書（様式は任意）により2回までとする。

なお、再度入札の結果、最低価格と予定価格との間に相当の差があり、入札執行者が随意契約は不適當と判断したときは、新たに入札を行う。

**(契約の締結)**

18 落札者は、落札決定の日から7日以内に仮契約又は契約を締結しなければならない。

19 落札者が前項に規定する期間内に仮契約又は契約を締結しないときは、その落札は無効とする。

**(建設業退職金共済証紙購入の確認)**

- 20 1件500万円以上の工事請負契約を締結した場合は、「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」若しくは「共済証紙を購入しない又は購入遅延の理由書」を1か月以内に工事担当課へ提出し、確認を受けなければ成らない。

**(主任技術者等の専任配置)**

- 21 建設業法施行令第27条第1項の建設工事にあつては、主任技術者又は監理技術者は、専任の者を配置すること。

また、現場代理人は、契約の履行に関し、その運営、取締りを行うほか、契約約款に基づく一切の権限を行使することができるため、必ず工事現場に常駐させること。

なお、専任配置届書は、必ず担当課へ提出すること。

**(異議の申立)**

- 22 入札をした者は、入札後、この入札の心得、設計書、図面、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

**(その他)**

- 23 入札参加者は、入札金額見積内訳書の提出を求められた場合、その指定期間内に提出すること。

附 則

この心得は、平成8年7月31日から施行する。

附 則

この心得は、平成10年3月31日から施行する。

附 則

この心得は、平成11年7月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成18年3月24日から施行する。

附 則

この心得は、平成26年4月1日から施行する。

# 入札書

平成 年 月 日

匝瑳市横芝光町消防組合長 様

住 所  
商号又は名称 印  
代表者氏名 印  
代理人氏名 印

入札の心得を遵守し、下記金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって、契約書(案)のとおり請け負います。

円也

物 品 名  
(委託業務名)

納 入 場 所  
(委託業務箇所)

※ 金額は算用数字で記入し、頭部に¥を付ける。

# 委任状

平成 年 月 日

匝瑳市横芝光町消防組合長 様

住 所  
商号又は名称 印  
代表者 氏名 印

私は、都合により（代理人の氏名 印）を代理人と定め、下記物品（委託業務）の入札及び見積に関する一切の権限を委任します。

## 記

物 品 名  
（委託業務名）

納 入 場 所  
（委託業務箇所）

# 誓 約 書

平成 年 月 日

匝瑳市横芝光町消防組合長 様

住 所	
商号又は名称	印
代表者 氏名	印
代理人 氏名	印

物 品 名  
(委託業務名)

納 入 場 所  
(委託業務箇所)

上記物品（委託業務）の入札に際し、連合等による入札の公正を害するような行為をしないことを誓約します。

# 入 札 書

平成 年 月 日

匝瑳市横芝光町消防組合長 様

共同企業体の名称

構成員 住 所  
(代表者) 商号又は名称 印  
代表者氏名 印

構成員 住 所  
商号又は名称 印  
代表者氏名 印

代理人氏名 印

入札の心得を遵守し、下記金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって、工事請負契約書（案）のとおり請け負います。

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

円也

工 事 名

工 事 箇 所

※ 金額は算用数字で記入し、頭部に¥を付ける。



# 委任状

平成 年 月 日

匝瑳市横芝光町消防組合長 様

共同企業体の名称

構成員	住	所	
(代表者)	商号又は名称		印
	代表者氏名		印

構成員	住	所	
	商号又は名称		印
	代表者氏名		印

私は、都合により（代理人の氏名  
の入札及び見積に関する一切の権限を委任します。

印）を代理人と定め、下記工事

記

工 事 名

工 事 箇 所

# 誓 約 書

平成 年 月 日

匝瑳市横芝光町消防組合長 様

共同企業体の名称

構成員	住	所	
(代表者)	商号又は名称		印
	代表者氏名		印

構成員	住	所	
	商号又は名称		印
	代表者氏名		印

	代理人氏名		印
--	-------	--	---

工 事 名

工 事 箇 所

上記工事の入札に際し、連合等による入札の公正を害するような行為をしないことを誓約します。

## 公共工事に要する経費の前金払取扱要領

(総則)

第1条 匝瑳市横芝光町消防組合が発注する公共工事（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する公共工事をいう。）の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条の規定による前金払の取扱いについては、この要領の定めるところによる。

(前金払の支払基準等)

第2条 公共工事費（以下「工事費」という。）の前金払は、次表左欄に掲げる工事等について行うものとし、前金払の割合及び充当することができる経費は、それぞれ同表中欄及び右欄に掲げるとおりとする。

工 事 費	割 合	充 当 経 費
(工事) 1件の請負代金額が1,000万円以上の土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）	請負代金額の 3割以内	当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費
(設計又は調査) 1件の請負代金額が1,000万円以上の土木建築に関する工事の設計又は調査	請負代金額の 3割以内	当該設計又は調査の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該設計又は調査において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費
(測量) 1件の請負代金額が1,000万円以上の測量	請負代金額の 3割以内	当該測量の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該測量において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費

(保証証書の寄託)

第3条 前金払をしようとするときは、相手方をして、法第2条第4項に規定する保証事業会社との工事等の完成時期を保証期限とした同条第5項に規定する保証契約に係る保証証書を寄託させなければならない。

(工事等の内容の変更に伴う前払金の増減)

第4条 工事等の内容の変更その他の理由により、著しく請負代金額を増額した場合は、増額後の請負代金額に第2条に規定する割合を乗じて得た額から受領済の前払金額を差し引いた額に相当する額以内で、前払金額を増額することができる。

2 工事等の内容の変更その他の理由により、請負代金額を減額した場合において、受領済の前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（設計又は調査若しくは測量の請負契約にあっては10分の3）を超えるときは、当該超過額を返還させるものとする。ただし、超過額が相当の額に達し、これを返還させることが前払金の利用状況からみて著しく不適當であると認められるときはこの限りでない。

(保証契約の変更)

第5条 前条第1項の規定により支払済の前払金に追加して更に前金払をしようとするときは、相手方をして、変更後の保証契約に係る保証証書を寄託させなければならない。

(部分払)

第6条 前金払をした工事等について部分払をする場合の金額は、次の式により算出した額とする。この場合において、請負代金相当額とは、請負代金額を設計金額で除し、設計金額に基づき算出した出来高を乗じて得た額をいう。

$$\text{請負代金相当額} \times \left( \frac{9}{10} - \frac{\text{前払金額}}{\text{請負代金額}} \right)$$

2 前項の部分払は、当該工事等の既成部分が全工事等の10分の5以上あるものについて行うものとする。

(債務負担行為に基づく契約における前金払)

第7条 債務負担行為に基づく契約における前金払は、第2条の規定にかかわらず、各会計年度の出来高予算額（前会計年度における工事等の出来高部分に相応する請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、前会計年度の出来高予定額を超えた額を控除した額。以下同じ。）に対して行うものとする。この場合において、次表の左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げる字句は、それぞれ当該右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	請負代金額の3割以内	各会計年度の出来高予定額の3割以内
第3条	工事等の完成時期	工事等の完成時期（最終会計年度以外の会計年度にあっては、当該会計年度の末日）
第4条	請負代金額	各会計年度の出来高予定額

第6条第1項	請負代金相当額× $\left[ \frac{9}{10} - \frac{\text{前払金額}}{\text{請負代金額}} \right]$	請負代金相当額×9/10－（前会計年度までの支払金額＋当該会計年度の部分払金額）－〔請負代金相当額－（前年度までの出来高予定額＋出来高超過額）〕 × $\frac{\text{当該会計年度前払金額}}{\text{当該会計年度出来高予定額}}$
第6条第2項	当該工事等の既成部分	当該工事等の当該会計年度の出来高請負代金相当額
	全工事等	当該会計年度の出来高予定額

（義務違反等による前払金の返還）

第8条 前金払を受けた者が、次の各号の一に該当するときは、前払金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 前払金を当該工事等以外の目的に使用したとき。
- (2) 当該工事等の契約が解除されたとき。
- (3) 契約義務を履行しないとき。

2 前項の場合、必要と認めるときは、相当額の利息を付することができる。

（端数計算）

第9条 この要領に基づき前金払する場合における前払金の金額に1万円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。

2 この要領に基づき部分払する場合における部分払の金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この要領は、平成5年4月1日から実施し、平成5年4月1日以降から発注する工事等に適用する。